

院外処方箋への検査値印字に関するQ & A

Q. Q1. 基準値から外れていた場合、どのようにしたらよいか？

A. 服用されているお薬の副作用内容、異常値の程度・数値の傾向・期間、患者さんの症状の有無等から、投与量の減量もしくは中止が必要な場合に疑義照会してください。

Q. 問い合わせはFAXでよいか？

A. 今まで通り薬剤部宛にFAXでお願いします。医師に確認後、電話にてお答えさせていただきます。

Q. 処方箋の右側を切り取られてしまって問い合わせ記入欄がないのですが、問い合わせの際はどうしたらよいか？

A. 処方箋の内容のFAXと共に、別紙で問い合わせ内容を記載したものをお送りください。

Q. 処方箋の右側を切り取られてしまってFAX番号がわからなくなってしまったのですが、問い合わせの際どうしたらよいか？

A. 処方箋に代表の電話番号を記載しておりますので、代表の電話番号から薬剤部におかけいただくか、ホームページよりFAX番号をご確認ください。お問い合わせ先の電話番号は以下のURLからでも確認できます。

<http://www.showa-u.ac.jp/SUH/guide/pharmacy/PrescriptionLaboData/frdi8b000000bmzh-att/a1557127521273.pdf>

Q. 問い合わせではないが、医師に知らせておいた方が良いと判断した場合どうしたらよいか？

A. 診療情報提供書等に内容を記載して同じくFAXでお送りください。電子カルテに取込み、その旨をカルテに記載する運用を考えております。

Q. 表示する検査値を薬品毎に増やしたり、また基準値を外れた検査値に（H）や（L）などの記号を付けたりできるか？

A. できません。メーカーに要望しています。

Q. 検査情報を切り取ってお薬手帳に貼ってよいか？

A. お薬手帳に貼るなど、活用してもらって構いません。

Q. 検査値が基準外であっても、承知の上で医師が処方している場合、それを処方箋から判断する方法があるか？

A. 処方箋からは判断できません。

※腎機能や肝機能の異常は数値として判断が決まっていますが、その他の事例は判断が難しいかと思えます。異常値の発現期間や傾向、Gradeなど総合的に判断し、必要であれば疑義照会して下さい。

Q. 長期処方のお薬で検査値の異常が見られた場合、日数を少なくするなどの問い合わせをしてよいか？

A. 投与日数を減らすなどの処方提案は疑義照会として必要と考えています。問い合わせしていただいて構いません。

Q. 女性で、体重のみ表示したくないような場合、項目ごとに印字させないようにしたいが可能か？

A. できません。全部印字するか、全部印字しないかどちらかです。

※ 患者さんから次回検査情報を印字させないで欲しい等の要望があった場合も、FAXにて薬剤部までご連絡ください。